

大和市職員の定年等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第15号

大和市職員の定年等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市職員の定年等に関する条例（昭和59年大和市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする

(勤務延長)

第2条 任命権者は、勤務延長（条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。以下この項において同じ。）を行う場合、同条第2項の規定により勤務延長の期限（同条第1項の期限及び同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）を延長する場合又は同条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合には、当該職員に大和市人事事務取扱規程（昭和47年大和市訓令第7号）第7条に規定する人事発令通知書を交付しなければならない。

2 条例第4条第3項又は第4項に規定する職員の同意は、書面によって得るものとする。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第3条 条例第12条及び第13条第1項の規則で定める情報は、定年前再任用（条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例附則第2条第2項の規則で定める職及び職員)

2 地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年大和市条例第17号。以下「改正条例」という。）附則第2条第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（同項に規定する新条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、年齢60年）を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

3 改正条例附則第2条第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、年齢60年）に達している職員とする。

（暫定再任用の選考に用いる情報）

4 改正条例附則第3条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項に規定する規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 暫定再任用（改正条例附則第3条第1項第4号に規定する暫定再任用をいう。以下この号において同じ。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

（改正条例附則第11条の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員）

5 改正条例附則第11条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同条に規定する基準日をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年相当年齢（改正条例附則第5条第2項に規定する新条例定年相当年齢をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超えるものとする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職（条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。次号において同じ。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

6 改正条例附則第11条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している者とする。

7 改正条例附則第11条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第5項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。